

～グリーンアジア国際戦略総合特区～

特区を活用した設備投資で 法人税を軽減できます！

機械・装置、研究開発用の器具・備品

税額控除 **8%** または 特別償却 **30%**

建物及び附属設備、構築物

税額控除 **4%** または 特別償却 **15%**

[取得期限 令和 10 年 3 月 31 日]

※ 法人税の軽減措置を活用するには、法人指定を受ける必要があります。

以下の優遇措置も併用できます

- ・ 不動産取得税を **課税免除**
- ・ 福岡県企業立地促進交付金を **5%** 上乗せ
- ・ 融資に係る利子の **0.7%** 分を **5 年間** 補填
- ・ 固定資産税を **課税免除**

※市町村により条件が異なります

※福岡県のホームページに、制度概要を掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/greenasia-gaiyou.html>



特区税制の要件

対象事業

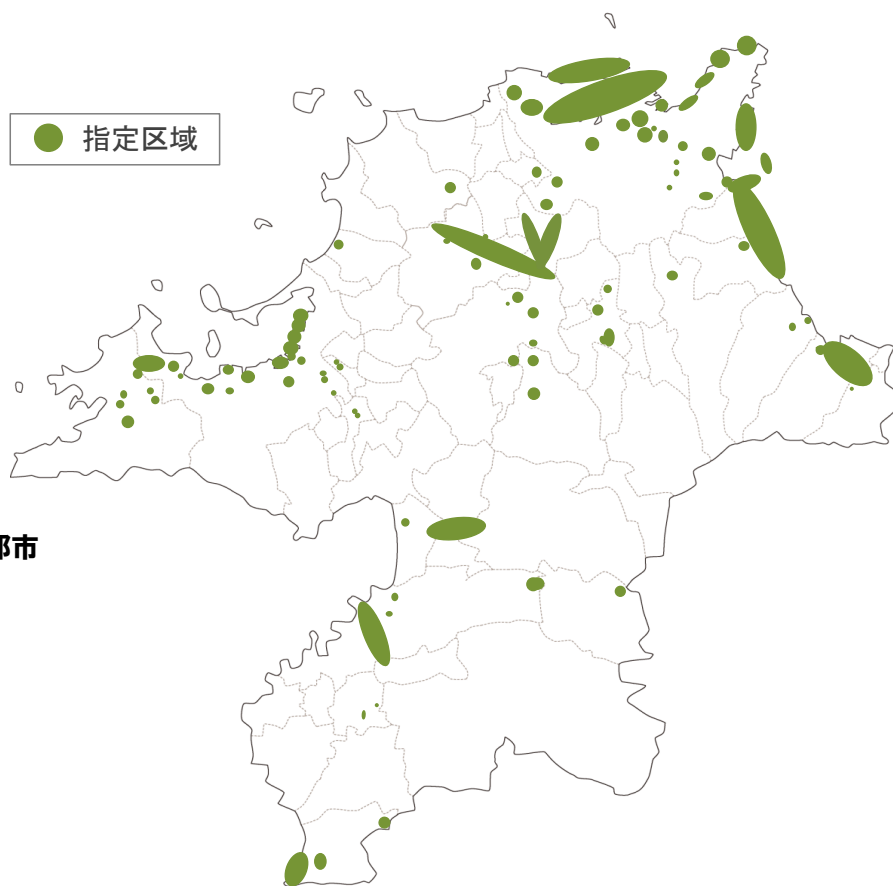
以下の製品等に係る研究開発や生産

- ・環境配慮型自動車（EV、PHV、FCV、HV等）またはその部品
- ・産業用ロボットまたはその部品
- ・その他環境性能の高い製品
（半導体、有機EL、次世代燃料電池、水素ステーション等）

※上記対象事業から、**産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業**を除く

対象設備

- 機械・装置（2千万円以上）
- 開発研究用の器具・備品（1千万円以上）
- 建物及び付属設備・構築物（1億円以上）



対象区域

北九州市 福岡市 大牟田市
久留米市 直方市 飯塚市 田川市
筑後市 行橋市 豊前市 中間市 小都市
大野城市 宗像市 古賀市 福津市
うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市
糸島市 志免町 小竹町 筑前町
大刀洗町 広川町 苅田町 みやこ町
上毛町 築上町 の一部の区域

☆ お気軽にお問い合わせください ☆

福岡県 商工部 商工政策課
電話 092-643-3416

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

Mail greenasia@pref.fukuoka.lg.jp FAX 092-643-3417



KYUSHU



福岡県